

## PCB特措法が改正されました（平成28年8月1日施行）。

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、カネミ油症事件（昭和43年）を契機にその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造中止となりました。平成13年、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）を制定し、国が中心となって、全国5か所に処理施設を整備し、高濃度PCB廃棄物の処理を実施してきました。

PCB廃棄物の処理完了期限は、処理施設JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の存する地元との約束で、最短で平成30年度末となっています。しかしながら、現在も未処理のPCB廃棄物や使用中のPCB使用製品も存在し、その達成が危ぶまれる状況となっています。

このような状況を踏まえ、この度、PCB特措法が改正されました。改正内容は下記のとおりです。

### 処理期限

高濃度PCB廃棄物（※1）・・・平成33年3月31日まで

低濃度PCB廃棄物（※2）・・・平成39年3月31日まで

#### 【所管行政】

◎高濃度PCB廃棄物及び**現在も使用中の高濃度PCB使用製品の調査**をし、全て把握すること

#### 【使用者側】

◎**現在も使用中の高濃度PCB使用製品が全て使用を終了**すること

→報告徴収・立入検査権限の強化  
(第24条・第25条)

→**使用中の高濃度PCB使用製品の廃棄の義務付け**(第18条)

届出がなされた全ての高濃度PCB廃棄物について、JESCOへの処分委託が行われること  
その後速やかに当該PCB廃棄物がJESCOに搬入され、適正に処理されること

→ 計画的処理完了期限前の高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け(第10条)  
義務違反者に対する改善命令(第12条)  
高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行(第13条)

#### 【※1】高濃度PCB廃棄物とは

- ① PCB原液が廃棄物となったもの。
- ② PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、PCBの割合が0.5%を超えるもの。
- ③ PCBが塗布され、又は染みこんだ汚泥、紙くず等で、5,000mg/kgを超えるもの。
- ④ PCBが付着し、又は封入された金属くず等で、5,000mg/kgを超えるもの。

#### 【※2】低濃度PCB廃棄物とは

高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物

## 【法改正点】

### 1. 保管等の届出（法第8条）

毎年6月末までに、**保管事業者**、処分業者は、前年度の保管及び処分の状況を届け出なければならない。

新様式に沿って県に処理実績を報告（新様式による初の届出は、平成28年度分につき、平成29年6月末まで）高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みについても届出。

### 2. 保管場所の変更の制限（法第8条）

保管事業者は、届出にかかる保管の場所を変更してはならない。

### 3. 指導・助言、改善命令、行政代執行（法第11条～第13条）

- ① **指導・助言**：都道府県知事は、保管事業者に対し、高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理のための指導・助言をすることができる。
- ② **改善命令**：保管事業者が処分期間内（届出をした場合は特例処分期限日まで）に高濃度PCB廃棄物の処分を委託しない場合、環境大臣又は都道府県知事は処分その他必要な措置を命ずることができる。
- ③ **行政代執行**：改善命令を受けた保管事業者が処分しない場合、保管事業者が不明の場合、緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合には、環境大臣又は都道府県知事は、自ら処分その他必要な措置を講じることができる。この場合、費用は保管事業者から徴収できる。

**改善命令に違反した場合**

**⇒3年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金又は併科**

### 4. 低濃度PCB廃棄物（法第14条、第15条）

- ① **処分期限**：高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物（低濃度PCB廃棄物）については、**平成39年3月末までに**自ら処分し、又は処分を委託しなければならない。

※高濃度PCB廃棄物に係る保管等の届出の規定、保管等の状況の公表の規定、処分終了の届出の規定、指導及び助言の規定、改善命令の規定は、低濃度PCB廃棄物について準用される。

低濃度PCB廃棄物についての改善命令が発出されるのは、平成39年3月末までに処分委託されなかったとき。

### 5. 高濃度PCB使用製品の規制（法第18条）

- ① 所有事業者は、**処分期間内**（＝計画的処理完了期限の1年前まで）に高濃度PCB使用製品を廃棄（＝使用を停止し、廃棄物として取扱）しなければならない。
- ② 特例処分期限日（＝計画的処理完了期限）までの処分委託が確実であり、都道府県知事に届け出た所有事業者については、**特例処分期限日**（＝計画的処理完了期限）までに**廃棄**しなければならない。
- ③ **処分期間内**（特例届出をした場合は特例処分期限日まで）に**廃棄**されなかった**高濃度PCB使用製品**は、高濃度PCB廃棄物とみなす。

詳細は環境省ホームページをご確認ください。

[ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の閣議決定について（お知らせ）](#)  
[「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」等の公布について](#)